

令和3年度 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

令和3年 4月 6日

障害児通所支援 あしび

障害児通所支援あしびでは、令和3年から福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を算定予定です。

当事業所では、「介護・障害福祉事業に長く従事しており、保育士・介護福祉士の資格有しているものが、経験・技術のある障害福祉人材と考え、その他の直接業務をしている職員をその他の職員として毎月『特定処遇改善加算』を支給しております。

【資質の向上について】

- ・働きながら強度行動障害、サービス提供責任者等の資格を目指すものに対する研修の受講支援

【労働環境・処遇改善】

- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

【その他】

- ・職員の増員による業務負担の軽減

